
活動目標

《8》災害に対する意識づけ

〈住民の声〉

(1) 災害に備えての救援・助け合い活動の仕組みづくり

- ① 災害時の対応方法・連絡先等がわからない。
- ② 地区の役員等も、自宅が被災した場合は地域での活動ができない場合がある。
- ③ 災害時要援護者は災害に気付きにくい等、迅速な避難や対応が困難である。

(2) 災害ボランティアの育成・災害ボランティアセンターのマニュアル化

- ④ 災害ボランティアの存在がわからず、片付け等の依頼できない人がいた。

※災害時要援護者とは？

災害が発生した場合に、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の行動をとることが出来ない、又は困難といった問題を抱えている人。（高齢者、障がい者・児等）

※災害ボランティアセンターとは？

災害発生時に、ボランティアの受付窓口、被災者の困りごとの相談窓口として、両者をつなぎ、活動調整を行うために設置されるボランティア総合調整機関。

■取り組み方法

平成21年に美作市を襲った風水害のように、いつどこでどの様な災害が起こるかわかりません。社会福祉協議会には、地域と一体となって災害時要援護者(高齢者、障がい者・児等)の方々の支援方法について検討していくことが求められています。

また、災害時に立ち上げる災害ボランティアセンターのマニュアル化、さらに災害ボランティアの育成・啓発についても地域とともに取り組んでいきます。

〈取り組みの内容〉

(1)災害時の救援・助け合い活動の仕組みづくり

- ①災害時の対応方法や連絡先の確認等の研修会を開催する。
- ②地区の役員だけでなく誰もが情報を共有する等地区での災害時の体制整備を図る。
- ③災害時に迅速な支援を行うために、災害時要援護者の把握を行う。

(2)災害ボランティアの育成・災害ボランティアセンターのマニュアル化

- ④研修等災害ボランティアの育成、及び災害ボランティアセンターのマニュアル化を行う。